

令和3年5月13日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社大林組
東京都港区港南2-15-2
2. 指名停止措置期間：1ヵ月 令和3年5月13日～令和3年6月12日
3. 指名停止措置の範囲：中間貯蔵事業に係る案件

4. 事実概要

株式会社大林組が環境省より請け負った平成29年度中間貯蔵（双葉工区）廃棄物貯蔵施設工事において、二次下請け業者有限会社三宝工業が令和元年11月25日に発生した4日以上休業を要する労働災害について、事故発生場所の管轄外である福島労働基準監督署へ虚偽の労働者死傷病報告を提出していたという事実が認められた。

このことに関して、令和3年3月12日、福島労働基準監督署は有限会社三宝工業及び同社取締役を労働安全衛生法の疑いで福島区検察庁に書類送検した。株式会社大林組は、富岡労働基準監督署から労働安全衛生法に基づく是正勧告書を交付された。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止等措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上